

# 滋賀県過疎地域持続的発展方針

令和3年8月 策定

令和4年6月 一部改定

滋 賀 県

滋賀県過疎地域持続的発展方針 目次

1	滋賀県過疎地域持続的発展方針の位置づけ	1
2	過疎地域の現状と課題	3
	（1）過疎地域の人口の動向	3
	（2）過疎地域の産業の動向	6
	（3）過疎地域の施設整備の状況	8
	（4）過疎地域の課題	11
3	過疎地域の持続的発展の基本的な方向	12
	（1）過疎地域の魅力	12
	（2）基本的な方向	12
	（3）広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連	13
	（4）県の責務	14
	（5）方針に基づく計画の策定	14
4	過疎地域における移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項	14
5	過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業 その他の産業振興 および観光の開発に関する事項	14
	（1）農業の振興	14
	（2）林業の振興	15
	（3）水産業の振興	15
	（4）商工業、情報通信産業等の振興	15
	（5）観光の開発	16
6	過疎地域における情報化に関する事項	16
7	過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設の整備 および住民の日常的な移動のための交通手段の確保 に関する事項	16
8	過疎地域における生活環境の整備に関する事項	16
9	過疎地域における子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の 向上ならびに増進に関する事項	17
10	過疎地域における医療の確保に関する事項	17

11 過疎地域における教育の振興に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 18
12 過疎地域における集落の整備に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 18
13 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 18
14 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項	・ ・ ・ ・ ・ 19
<参考> 滋賀県内の過疎地域の分布図	・ ・ ・ ・ ・ 20

# 滋賀県過疎地域持続的発展方針

## 1 滋賀県過疎地域持続的発展方針の位置づけ

過疎地域にかかる特別措置法として、昭和45年4月1日に「過疎地域対策緊急措置法」が10年間の時限立法として施行されて以来、これまで5回の時限立法が制定されてきました。過疎地域を取り巻く社会情勢を踏まえたうえで、過疎地域に求められる役割や過疎地域振興の理念、過疎対策の意義・必要性について検討され、新たな立法措置が講じられてきたところです。令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（以下「法」という。）」は、平成12年4月に施行された「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」が、制度拡充や東日本大震災の影響による令和3年3月までの期限延長を経て、21年ぶりに法律が制定されたものです。

昭和45年に過疎対策にかかる法律が制定されてから50年が経過し、山間地域などにおいても道路網や上下水道などのインフラ整備が進んだ一方で、人口減少や高齢化は急速に進んでいます。このような中で、新たな潮流として、若い世代を中心に田園回帰の動きが高まっています。加えて、全国でも人口が減少に転じるなかで、過疎地域における取組がSDGs（持続可能な開発目標）の実現モデルとなる可能性も大いにあるため、新たな法律の理念として、過疎地域の持続的発展が掲げられています。

この滋賀県過疎地域持続的発展方針（以下「方針」という。）は、県内の過疎地域の現状や過疎地域を抱える市町の取組等を踏まえ、法第7条の規定に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間の過疎地域の持続的発展を図るための大綱となるものであると同時に、法に基づき策定される過疎地域持続的発展市町村計画や過疎地域持続的発展県計画の指針となるものです。

本県の過疎地域はこれまで2地域（長浜市の旧余呉町区域および高島市の旧朽木村区域）でしたが、令和3年4月の法制定時に、新たに3地域（長浜市の旧虎姫町区域、旧木之本町区域および旧西浅井町区域）が過疎地域の要件を満たすようになりました。さらに、令和2年国勢調査結果に基づき、新たに3地域（東近江市の旧永源寺町区域および旧愛東町区域ならびに甲良町）が過疎地域の要件を満たすようになり、令和4年4月1日に追加指定されました。旧虎姫町区域は県北東部に、旧木之本町区域、旧余呉町区域および旧西浅井町区域は県北部の県境に、旧朽木村区域は県北西部の県境に、旧永源寺町区域、旧愛東町区域および甲良町は県東部に位置しています。これらの地域は、令和2年国勢調査結果で県人口の約2.47%、面積は県土の約18.3%となっています。過疎地域には豊かな自然や多様な地域資源が存在しており、これらの資源を活かし、住民、行政など地域に関わる全ての人々の創意工夫により地域の活性化、持続的発展を図っていくことが求められます。

方針の期間 令和3年度～令和7年度

過疎地域指定の状況

対象区域名	適用条文	備考
長浜市の旧虎姫町の区域	法第3条第1項	
長浜市の旧木之本町の区域	法第3条第1項	豪雪地帯
長浜市の旧余呉町の区域	法第3条第1項	特別豪雪地帯

長浜市の旧西浅井町の区域	法第3条第1項	豪雪地帯
高島市の旧朽木村の区域	法第3条第1項	豪雪地帯
東近江市の旧永源寺町の区域	法第3条第1項	
東近江市の旧愛東町の区域	法第3条第1項	
甲良町	法第2条第1項	

## 2 過疎地域の現状と課題

本県は日本列島のほぼ中央に位置する交通の要衝地であり、京阪神への通勤圏として、最近まで人口が増加していました。

県南部のいわゆる湖南地域では人口が増加している一方、県北部、西部、東部のいわゆる湖北・湖西・湖東地域には人口の減少が続いている地域も存在しています。中でも、湖北地域の一部を占める長浜市の旧虎姫町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町の区域、湖西地域の一部を占める高島市の旧朽木村の区域、湖東地域の一部を占める東近江市の旧永源寺町および旧愛東町の区域ならびに甲良町は過疎地域となっています。

### (1) 過疎地域の人口の動向

#### ア) 人口の推移（国勢調査）

(( % )の上段は昭和55年からの伸率、下段は平成7年からの伸率)

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
旧虎姫町	6,122	6,159	6,341	6,244	6,007	5,854	5,582	5,355	4,840	4,628
	-	-	3.0%	1.4%	-2.5%	-5.0%	-9.4%	-13.1%	-21.4%	-24.9%
	-	-	-	-	-	-2.5%	-7.1%	-10.9%	-19.4%	-23.0%
旧木之本町	10,536	10,373	10,453	10,011	9,628	9,170	8,519	7,797	7,155	6,387
	-	-	0.8%	-3.5%	-7.2%	-11.6%	-17.9%	-24.8%	-31.0%	-38.4%
	-	-	-	-	-	-4.8%	-11.5%	-19.0%	-25.7%	-33.7%
旧余呉町	5,129	5,058	4,900	4,672	4,417	4,218	3,931	3,526	3,142	2,790
	-	-	-3.1%	-7.6%	-12.7%	-16.6%	-22.3%	-30.3%	-37.9%	-44.8%
	-	-	-	-	-	-4.5%	-11.0%	-20.2%	-28.9%	-36.8%
旧西浅井町	5,160	5,250	5,312	5,176	5,025	4,896	4,622	4,362	4,000	3,665
	-	-	1.2%	-1.4%	-4.3%	-6.7%	-12.0%	-16.9%	-23.8%	-30.2%
	-	-	-	-	-	-2.6%	-8.0%	-13.2%	-20.4%	-27.1%
旧朽木村	3,162	2,876	2,815	2,616	2,603	2,625	2,310	2,072	1,837	1,545
	-	-	-2.1%	-9.0%	-9.5%	-8.7%	-19.7%	-28.0%	-36.1%	-46.3%
	-	-	-	-	-	0.8%	-11.3%	-20.4%	-29.4%	-40.6%
旧永源寺町	6,853	6,841	6,786	6,553	6,500	6,326	6,050	5,791	5,383	4,913
	-	-	-0.8%	-4.2%	-5.0%	-7.5%	-11.6%	-15.3%	-21.3%	-28.2%
	-	-	-	-	-	-2.7%	-6.9%	-10.9%	-17.2%	-24.4%
旧愛東町	5,740	5,775	6,247	6,172	6,003	5,880	5,667	5,387	4,990	4,636
	-	-	8.2%	6.9%	3.9%	1.8%	-1.9%	-6.7%	-13.6%	-19.7%
	-	-	-	-	-	-2.0%	-5.6%	-10.3%	-16.9%	-22.8%
甲良町	9,024	9,058	9,141	8,811	8,569	8,169	8,103	7,500	7,039	6,362
	-	-	0.9%	-2.7%	-5.4%	-9.8%	-10.5%	-17.2%	-22.3%	-29.8%
	-	-	-	-	-	-4.7%	-5.4%	-12.5%	-17.9%	-25.8%
県全体	985,621	1,079,898	1,155,844	1,222,411	1,287,005	1,342,832	1,380,361	1,410,777	1,412,916	1,413,610
	-	-	7.0%	13.2%	19.2%	24.3%	27.8%	30.6%	30.8%	30.9%
	-	-	-	-	-	4.3%	7.3%	9.6%	9.8%	9.8%

本県の人口は、令和2年国勢調査で1,413,610人であり、前回調査の平成27年から694人、0.05%増加しており、昭和55年と比べると333,712人、30.9%増加しています。

一方、過疎地域においては昭和55年以降、一部の区域で人口が増加した時期はあるものの、平成12年以降は減少の一途をたどっています。令和2年の人口は昭和55年と比べ、いずれの区域も15%以上減少しており、特に旧余呉町区域で44.8%の減少、旧朽木村区域で46.3%の減少と人口減少が著しい状況になっています。

イ) 年齢階層別人口比率等の推移 (国勢調査)

・人口に占める0歳から14歳までの人口比率等の推移

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
旧虎姫町	1,525	1,521	1,455	1,256	1,092	910	773	698	568	527
	24.9%	24.7%	22.9%	20.1%	18.2%	15.5%	13.8%	13.0%	11.7%	11.4%
旧木之本町	2,461	2,430	2,339	2,014	1,664	1,420	1,129	892	742	647
	23.4%	23.4%	22.4%	20.1%	17.3%	15.5%	13.3%	11.4%	10.4%	10.1%
旧余呉町	1,159	1,036	920	828	743	662	535	391	282	222
	22.6%	20.5%	18.8%	17.7%	16.8%	15.7%	13.6%	11.1%	9.0%	8.0%
旧西浅井町	1,220	1,241	1,205	1,068	900	766	638	562	441	394
	23.6%	23.6%	22.7%	20.6%	17.9%	15.6%	13.8%	12.9%	11.0%	10.8%
旧朽木村	658	530	504	457	400	353	289	223	194	127
	20.8%	18.4%	17.9%	17.5%	15.4%	13.4%	12.5%	10.8%	10.6%	8.2%
旧永源寺町	1,537	1,460	1,350	1,180	1,058	1,015	870	765	634	526
	22.4%	21.3%	19.9%	18.0%	16.3%	16.0%	14.4%	13.2%	11.8%	10.7%
旧愛東町	1,248	1,235	1,231	1,176	1,049	908	761	643	566	504
	21.7%	21.4%	19.7%	19.1%	17.5%	15.4%	13.4%	11.9%	11.3%	10.9%
甲良町	2,205	2,204	2,124	1,743	1,452	1,260	1,186	1,009	926	714
	24.4%	24.3%	23.2%	19.8%	16.9%	15.4%	14.6%	13.5%	13.2%	11.2%
県全体	238,315	265,737	270,330	249,258	231,022	220,072	213,147	210,753	203,450	191,369
	24.2%	24.6%	23.4%	20.4%	18.0%	16.4%	15.4%	14.9%	14.4%	13.5%

・人口に占める15歳から64歳までの人口比率等の推移

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
旧虎姫町	3,912	3,906	4,117	4,122	3,907	3,765	3,496	3,277	2,730	2,481
	63.9%	63.4%	64.9%	66.0%	65.0%	64.3%	62.6%	61.2%	56.4%	53.6%
旧木之本町	6,907	6,633	6,648	6,255	5,830	5,483	5,028	4,380	3,789	3,260
	65.6%	63.9%	63.6%	62.5%	60.6%	59.8%	59.0%	56.2%	53.0%	51.0%
旧余呉町	3,303	3,262	3,116	2,873	2,575	2,374	2,175	1,922	1,663	1,393
	64.4%	64.5%	63.6%	61.5%	58.3%	56.3%	55.3%	54.5%	52.9%	49.9%
旧西浅井町	3,290	3,291	3,324	3,163	3,041	2,934	2,687	2,496	2,170	1,868
	63.8%	62.7%	62.6%	61.1%	60.5%	59.9%	58.1%	57.2%	54.3%	51.0%
旧朽木村	2,040	1,844	1,795	1,567	1,503	1,498	1,226	1,105	874	676
	64.5%	64.1%	63.8%	59.9%	57.7%	57.1%	53.1%	53.3%	47.6%	43.8%
旧永源寺町	4,413	4,412	4,374	4,159	4,033	3,734	3,527	3,290	2,921	2,544
	64.4%	64.5%	64.5%	63.5%	62.0%	59.0%	58.3%	56.8%	54.3%	51.8%
旧愛東町	3,741	3,719	3,942	3,866	3,631	3,466	3,333	3,119	2,741	2,346
	65.2%	64.4%	63.1%	62.6%	60.5%	58.9%	58.8%	57.9%	54.9%	50.6%
甲良町	5,994	5,911	5,953	5,854	5,658	5,285	5,117	4,569	4,009	3,477
	66.4%	65.3%	65.1%	66.4%	66.0%	64.7%	63.1%	60.9%	57.0%	54.7%
県全体	655,159	705,815	760,695	824,232	874,455	906,629	916,572	897,583	857,720	824,781
	66.5%	65.4%	65.8%	67.4%	67.9%	67.5%	66.4%	63.6%	60.7%	58.3%

上記のうち、15歳から29歳までの人口比率等の推移（若年者比率）

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
旧虎姫町	1,270	1,171	1,220	1,206	1,133	1,113	960	829	614	533
	20.7%	19.0%	19.2%	19.3%	18.9%	19.0%	17.2%	15.5%	12.7%	11.5%
旧木之本町	2,233	1,913	1,863	1,725	1,716	1,592	1,409	1,091	917	707
	21.2%	18.4%	17.8%	17.2%	17.8%	17.4%	16.5%	14.0%	12.8%	11.1%
旧余呉町	960	924	835	754	675	607	549	451	430	299
	18.7%	18.3%	17.0%	16.1%	15.3%	14.4%	14.0%	12.8%	13.7%	10.7%
旧西浅井町	976	887	867	841	843	817	665	563	501	399
	18.9%	16.9%	16.3%	16.2%	16.8%	16.7%	14.4%	12.9%	12.5%	10.9%
旧朽木村	562	463	429	348	389	396	272	230	182	131
	17.8%	16.1%	15.2%	13.3%	14.9%	15.1%	11.8%	11.1%	9.9%	8.5%
旧永源寺町	1,312	1,261	1,202	1,147	1,104	979	881	759	687	594
	19.1%	18.4%	17.7%	17.5%	17.0%	15.5%	14.6%	13.1%	12.8%	12.1%
旧愛東町	1,200	1,131	1,109	1,097	1,023	1,016	945	864	728	538
	20.9%	19.6%	17.8%	17.8%	17.0%	17.3%	16.7%	16.0%	14.6%	11.6%
甲良町	2,232	1,922	1,855	1,826	1,813	1,645	1,476	1,169	955	855
	24.7%	21.2%	20.3%	20.7%	21.2%	20.1%	18.2%	15.6%	13.6%	13.4%
県全体	238,013	221,247	226,247	256,200	280,448	286,516	260,294	233,775	219,871	207,650
	24.1%	20.5%	19.6%	21.0%	21.8%	21.3%	18.9%	16.6%	15.6%	14.7%

・人口に占める65歳以上の人口比率等の推移

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
旧虎姫町	685	732	769	866	1,008	1,179	1,313	1,379	1,482	1,524
	11.2%	11.9%	12.1%	13.9%	16.8%	20.1%	23.5%	25.8%	30.6%	32.9%
旧木之本町	1,168	1,310	1,466	1,742	2,134	2,267	2,362	2,463	2,486	2,433
	11.1%	12.6%	14.0%	17.4%	22.2%	24.7%	27.7%	31.6%	34.7%	38.1%
旧余呉町	667	760	864	971	1,099	1,182	1,221	1,211	1,193	1,171
	13.0%	15.0%	17.6%	20.8%	24.9%	28.0%	31.1%	34.3%	38.0%	42.0%
旧西浅井町	650	717	783	945	1,084	1,196	1,297	1,304	1,375	1,403
	12.6%	13.7%	14.7%	18.3%	21.6%	24.4%	28.1%	29.9%	34.4%	38.3%
旧朽木村	464	502	516	590	700	774	795	744	765	739
	14.7%	17.5%	18.3%	22.6%	26.9%	29.5%	34.4%	35.9%	41.6%	47.8%
旧永源寺町	903	969	1,062	1,214	1,409	1,577	1,653	1,729	1,826	1,840
	13.2%	14.2%	15.6%	18.5%	21.7%	24.9%	27.3%	29.9%	33.9%	37.5%
旧愛東町	751	821	1,074	1,130	1,323	1,506	1,573	1,623	1,677	1,781
	13.1%	14.2%	17.2%	18.3%	22.0%	25.6%	27.8%	30.1%	33.6%	38.4%
甲良町	825	943	1,064	1,214	1,459	1,624	1,800	1,919	2,098	2,118
	9.1%	10.4%	11.6%	13.8%	17.0%	19.9%	22.2%	25.6%	29.8%	33.3%
県全体	91,937	108,245	124,657	147,144	181,376	215,552	249,418	288,788	337,877	365,311
	9.3%	10.0%	10.8%	12.0%	14.1%	16.1%	18.1%	20.5%	23.9%	25.8%

令和2年国勢調査において、過疎地域における65歳以上の人口比率はいずれの区域も30%以上であり、特に旧余呉町区域で42.0%、旧朽木村区域で47.8%と、県全体の25.8%を大きく上回って高齢化が進んでいる結果が出ています。また、15歳未満の人口比率は、県全体の13.5%に対して、過疎地域では8.0~11.4%と県全体を下回っており、少子化も進行している状況です。



(2) 過疎地域の産業の動向（国勢調査）

・15歳以上就業者数に占める第1次産業の就業者数の割合等の推移

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
旧虎姫町	496	372	259	190	173	159	95	91	64	63
	18.5%	13.5%	9.1%	6.7%	6.0%	5.7%	3.7%	3.9%	3.0%	2.9%
旧木之本町	1,163	735	555	377	511	163	156	139	138	105
	21.8%	14.9%	11.5%	8.2%	11.0%	4.0%	4.2%	4.1%	4.3%	3.4%
旧余呉町	1,010	788	578	392	379	334	293	202	119	91
	36.0%	28.2%	22.8%	16.7%	16.9%	16.0%	15.5%	12.2%	7.8%	6.7%
旧西浅井町	745	488	291	219	209	130	125	143	122	101
	29.0%	18.7%	11.4%	8.8%	8.3%	5.5%	5.7%	6.8%	6.3%	5.4%
旧朽木村	603	406	333	163	183	115	158	116	136	82
	34.4%	25.5%	21.6%	12.4%	14.3%	9.5%	13.9%	12.0%	15.4%	11.0%
旧永源寺町	1,278	866	714	452	548	338	353	296	254	216
	35.7%	24.0%	19.7%	13.1%	15.4%	10.5%	11.5%	10.4%	9.4%	8.8%
旧愛東町	1,100	824	609	448	475	454	497	320	317	248
	34.4%	25.6%	19.1%	14.5%	15.2%	14.9%	16.6%	11.7%	12.5%	10.9%
甲良町	1,236	922	756	431	359	198	175	61	137	128
	28.5%	21.3%	17.3%	10.3%	8.6%	5.2%	4.8%	1.8%	4.2%	4.1%
県全体	87,787	60,961	46,399	34,527	33,047	23,518	25,145	18,548	17,935	15,971
	18.0%	11.7%	8.4%	5.7%	5.0%	3.5%	3.7%	2.8%	2.6%	2.4%

・15歳以上就業者数に占める第2次産業の就業者数の割合等の推移

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
旧虎姫町	1,113	1,220	1,324	1,384	1,354	1,264	1,079	864	741	786
	41.6%	44.4%	46.6%	48.9%	47.0%	45.2%	42.3%	36.9%	34.4%	36.0%
旧木之本町	2,076	2,040	1,994	2,037	1,966	1,715	1,444	1,099	1,024	989
	39.0%	41.3%	41.3%	44.3%	42.3%	42.2%	38.4%	32.6%	32.1%	32.4%
旧余呉町	870	891	940	937	841	723	598	544	481	436
	31.0%	31.9%	37.1%	39.9%	37.4%	34.6%	31.6%	32.8%	31.4%	32.1%
旧西浅井町	1,112	1,295	1,320	1,342	1,324	1,166	941	838	688	649
	43.3%	49.6%	51.7%	54.0%	52.5%	48.9%	43.2%	40.0%	35.6%	34.7%
旧朽木村	575	580	579	534	417	373	292	238	212	184
	32.8%	36.5%	37.5%	40.6%	32.7%	30.7%	25.7%	24.6%	24.0%	24.8%
旧永源寺町	1,126	1,405	1,526	1,531	1,525	1,449	1,172	1,004	992	878
	31.4%	38.9%	42.1%	44.4%	42.7%	44.8%	38.0%	35.2%	36.5%	35.7%
旧愛東町	1,181	1,365	1,471	1,499	1,473	1,311	1,169	966	865	757
	36.9%	42.5%	46.1%	48.6%	47.2%	43.0%	39.1%	35.4%	34.1%	33.2%
甲良町	1,834	1,965	2,096	2,256	2,175	1,952	1,667	1,355	1,252	1,143
	42.2%	45.5%	47.9%	53.8%	52.3%	51.7%	45.5%	40.2%	38.1%	37.0%
県全体	189,144	208,216	229,897	255,076	267,257	259,531	234,322	220,587	220,904	212,389
	38.7%	40.0%	41.4%	42.4%	40.8%	38.8%	34.4%	32.7%	32.6%	31.9%

・ 15 歳以上就業者数に占める第 3 次産業の就業者数の割合等の推移

	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
旧虎姫町	1,066	1,147	1,254	1,254	1,345	1,354	1,371	1,276	1,265	1,215
	39.8%	41.8%	44.2%	44.3%	46.7%	48.4%	53.8%	54.5%	58.7%	55.6%
旧木之本町	2,081	2,154	2,275	2,185	2,165	2,163	2,156	2,023	1,897	1,794
	39.1%	43.7%	47.1%	47.5%	46.6%	53.2%	57.4%	60.0%	59.4%	58.8%
旧余呉町	918	1,113	1,017	1,018	1,024	1,032	1,003	895	870	765
	32.8%	39.8%	40.1%	43.3%	45.6%	49.3%	53.0%	53.9%	56.7%	56.4%
旧西浅井町	705	825	938	924	982	1,075	1,111	1,083	1,057	1,027
	27.5%	31.6%	36.8%	37.2%	39.0%	45.1%	51.0%	51.7%	54.7%	54.9%
旧朽木村	575	604	630	614	675	728	684	609	519	440
	32.8%	38.0%	40.9%	46.7%	52.9%	59.9%	60.2%	62.9%	58.6%	59.2%
旧永源寺町	1,178	1,343	1,380	1,463	1,494	1,443	1,539	1,432	1,383	1,306
	32.9%	37.2%	38.1%	42.5%	41.9%	44.7%	50.0%	50.2%	50.9%	53.1%
旧愛東町	917	1,017	1,100	1,136	1,167	1,277	1,304	1,285	1,275	1,195
	28.7%	31.6%	34.5%	36.8%	37.4%	41.9%	43.6%	47.1%	50.3%	52.4%
甲良町	1,253	1,430	1,521	1,503	1,607	1,589	1,813	1,822	1,695	1,551
	28.8%	33.1%	34.7%	35.8%	38.7%	42.1%	49.5%	54.0%	51.6%	50.2%
県全体	210,549	250,556	278,104	309,539	352,168	378,477	411,386	400,229	414,488	416,840
	43.1%	48.2%	50.1%	51.5%	53.8%	56.5%	60.5%	59.4%	61.1%	62.5%

15 歳以上就業者に占める産業別の就業者数の割合を見ると、過疎地域では、農林業など第 1 次産業に占める割合は、令和 2 年国勢調査で、いずれの地域も県全体の 2.4%を上回っており、特に旧朽木村区域で 11.0%と高く、次いで旧愛東町区域で 10.9%となっています。

また、産業の割合を見ると、昭和 50 年と比べ、全県的に第 1 次産業の割合が減少している一方で、第 3 次産業の割合は増加しており、過疎地域においてもその傾向がみられます。

### (3) 過疎地域の施設整備の状況

ア) 道路の改良率 (令和2年4月1日現在 県道路整備課調)

・ 国道の改良率

(長浜市)	(100.0%)
(高島市)	(100.0%)
(東近江市)	(95.5%)
(甲良町)	(100.0%)
県全体	94.5%

・ 県道の改良率

(長浜市)	(72.5%)
(高島市)	(77.0%)
(東近江市)	(81.7%)
(甲良町)	(71.5%)
県全体	67.4%

・ 市町道の改良率

(長浜市)	(72.0%)
(高島市)	(51.3%)
(東近江市)	(76.9%)
(甲良町)	(77.1%)
県全体	62.6%

道路の改良率(実延長に占める規格改良済延長の割合)は、県道、市町道について県全体の改良率からみて、改良が進んできていますが、未改良の部分も見られます。

イ) 上下水道の整備状況

・ 水道普及率 (令和3年3月31日現在 令和2年度滋賀県の水道より)

(長浜市)	(98.9%)
(高島市)	(96.3%)
(東近江市)	(100.0%)
(甲良町)	(100.0%)
県全体	99.7%

・ 水洗化人口率 (令和3年3月31日現在 市町振興課調)

(長浜市)	(96.7%)
(高島市)	(93.1%)
(東近江市)	(94.6%)
(甲良町)	(89.1%)
県全体	97.1%

水洗化人口率については、いずれの地域も県全体を下回っており、甲良町においては特に低い状況です。

ウ) 児童生徒数と小中学校数（令和3年5月1日現在 令和3年度学校教育便覧より）

・小学校数、児童数

	児童数	小学校数	1校あたりの児童数
旧木之本町	293人	3校	97.6人
旧西浅井町	173人	2校	86.5人
旧朽木村	59人	2校	29.5人
旧永源寺町	237人	2校	118.5人
旧愛東町	215人	2校	107.5人
甲良町	334人	2校	167人
県全体	80,279人	220校	364.9人

・中学校数、生徒数

	生徒数	中学校数	1校あたりの生徒数
旧木之本町	139人	1校	139人
旧西浅井町	88人	1校	88人
旧朽木村	27人	1校	27人
旧永源寺町	104人	1校	104人
旧愛東町	115人	1校	115人
甲良町	157人	1校	157人
県全体	41,086人	103校	398.8人

・義務教育学校数、児童生徒数

	児童数	生徒数	義務教育学校数	1校あたりの児童数	1校あたりの生徒数
旧虎姫町	222人	135人	1校	222人	135人
旧余呉町	82人	49人	1校	82人	49人
県全体	304人	184人	2校	152人	92人

1校あたりの児童数、生徒数については、県全体と比べると大幅に少なく、旧朽木村においては特に少ない状況です。

エ) 医療施設等数

- ・病院数（令和4年1月1日現在 県医療政策課調）

旧虎姫町	0 箇所
旧木之本町	1 箇所
旧余呉町	0 箇所
旧西浅井町	0 箇所
旧朽木村	0 箇所
旧永源寺町	0 箇所
旧愛東町	0 箇所
甲良町	0 箇所
県全体	58 箇所

- ・一般診療所数（令和4年1月1日現在 県医療政策課調）

旧虎姫町	4 箇所
旧木之本町	7 箇所
旧余呉町	5 箇所
旧西浅井町	5 箇所
旧朽木村	4 箇所
旧永源寺町	4 箇所
旧愛東町	2 箇所
甲良町	2 箇所
県全体	1,132 箇所

- ・歯科診療所数（令和4年1月1日現在 県医療政策課調）

旧虎姫町	1 箇所
旧木之本町	3 箇所
旧余呉町	1 箇所
旧西浅井町	1 箇所
旧朽木村	0 箇所
旧永源寺町	1 箇所
旧愛東町	2 箇所
甲良町	1 箇所
県全体	569 箇所

・薬局数（令和4年3月31日現在 県薬務課調）

旧虎姫町	3か所
旧木之本町	6か所
旧余呉町	1か所
旧西浅井町	1か所
旧朽木村	0か所
旧永源寺町	2か所
旧愛東町	2か所
甲良町	0か所
県全体	653か所

一般診療所は全地域に存在し、医療体制については一定整備されています。

#### （４）過疎地域の課題

過疎地域は人口減少が続いており、県内でも高齢化率が特に高く、コミュニティ機能の低下により、集落の維持・活性化が困難な地域も出始めています。

主要産業である農林業のうち農業は、地理的な条件から経営規模の拡大が難しく、従事者の高齢化と後継者不足が進むなかで、獣害対策や高付加価値化などによる所得確保、スマート農業による省力化等が必要になっています。林業は、国産材供給量が増加傾向にありますが、依然として続く木材価格の低迷により厳しい状況が続いており、適正管理による森林保全を図りながら経営的観点に立った林業の展開が求められています。

また、第1次、第2次産業から第3次産業への移行が進んでいますが、過疎地域の多くを占める中山間地域は、地理的、気候的な条件において企業の立地には不利な地域とされています。このため、情報通信等における技術革新によるサテライトオフィスをはじめとした雇用の場の創出や農林業の6次産業化、地域資源の活用による新たな産業の創出、適地での企業誘致等により、過疎地域でも魅力のある働く場の確保が求められています。

医療体制については一定整備されていますが、病院・診療所の老朽化や医師不足は問題であり、今後も安定的な医療体制の確保が求められています。

### 3 過疎地域の持続的発展の基本的な方向

#### (1) 過疎地域の魅力

過疎地域においては、これまでの過疎対策事業により上下水道、保健福祉施設、教育施設、公営住宅、集落集会所、情報通信施設、観光レクリエーション施設等ハード面での整備が一定程度進められてきたことにより、住民生活の利便性は向上し、市町内他地域との均衡が図られています。

また、過疎地域の農耕地や森林は、生物多様性保全、二酸化炭素吸収などの地球環境保全、水源涵養保全などの多面的公益機能を果たしており、県内だけでなく、京阪神の都市地域を含めた全ての琵琶湖流域住民がこうした恩恵を享受しています。

さらに、自然志向の高まりや農林業へのあこがれなどから、田舎暮らしや町家暮らしを求めて都会から地方へ移り住みたいというニーズが高まっており、過疎地域のもつ魅力が注目されています。

こうしたことから、過疎地域ににぎわいを呼び戻し、集落機能の維持や地域の活性化を図るため、空き家の活用を促し、都会からの移住や交流の受入などに取り組むことも必要と考えられます。

これからは、地域に暮らすことで守られてきた豊かな自然や歴史、文化といった貴重な財産に誇りを持ち、これまで以上に情報発信し、活用することにより地域の魅力を伝え、住む人、訪れる人が増え、他の地域との交流も積極的に進めることで過疎地域と都市地域が相互に作用し、魅力ある自立した地域を目指すための取組を実施していくことが求められています。

#### (2) 基本的な方向

本県を取り巻く内外の諸情勢や過疎地域の現状を踏まえ、過疎地域の持続的発展については、過疎地域に関わる全ての人、豊かな自然、地域に根付く生活・知恵を最大限に活用し、地域産業の振興、生活交通の確保、地域医療の確保、地域文化の振興、集落の維持および活性化などにより、過疎地域の持続的発展を図っていくことを基本的な方向とし、市町、地域住民、NPO、企業など、多様な主体との連携や協働により過疎対策事業を幅広い視点で実施することとします。

また、過疎地域の持続的発展にあたって、次の4点の基本的な考えに沿って取組を推進することとします。

##### ①多様な主体と幅広く連携したソフト事業の取組の充実および人材の育成・確保

過疎対策事業はハード事業に加えて、ソフト事業が重要になっています。そのため、市町、地域住民、NPO、企業など多様な主体と幅広く連携・協働しながら観光振興、交通対策、医療の確保、集落の再編等におけるソフト事業にも積極的に取り組んでいくとともに、これらの取組を通して地域の担い手となる人材の育成・確保に繋げていきます。

##### ②過疎地域の魅力、資源を活かした多様な関わりの創出

豊かな自然環境や地域の文化等の過疎地域の資源を次代に引き継ぐ取組を進めるとともに、過疎地域の魅力を伝えることで、過疎地域への移住をはじめ、地域に様々な形で関わる人を増やす取組を進めることとします。

##### ③情報通信技術の活用

デジタル技術革命が世界的規模で進行し社会構造の変化が進展する中、デジタル技術やデータを諸課題の解決や新たな価値の創造に向けた有効な手段として積極的に活用する

こととします。

④過疎地域の実情や過疎地域を抱える市町のまちづくりの考え方を尊重

過疎地域の厳しい現状を踏まえるとともに、当該市町のまちづくりの考え方に沿ったものとします。

(3) 広域的な経済社会生活圏の整備の計画等との関連

それぞれの市町が策定した総合計画等に基づき、区域の持続的発展を図っていくこととします。

<長浜市総合計画>

平成 22 年 1 月 1 日に当該区域（旧虎姫町、旧木之本町、旧余呉町および旧西浅井町）を含む近隣 6 町が長浜市に編入され、当該区域は長浜市の一部となりました。

長浜市が平成 29 年 3 月に策定した長浜市総合計画では、市のめざすまちの姿を「新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜」と掲げています。この中で、めざすまちづくりのテーマとして（1）市民・自治～市民と共に創る～、（2）教育・文化～健やかで豊かな心が育つ～、（3）健康・福祉～いきいきと温かく生きる～、（4）産業・交流～まちの魅力が光り活力にあふれる、（5）安心・安全～不安なく穏やかに暮らす～、（6）環境・都市～水と緑に包まれ住まう～とあり、これらのテーマに基づきまちづくりを進めていくこととされています。

<高島市総合計画>

平成 17 年 1 月 1 日に当該区域（旧朽木村）を含む 6 町村が合併し高島市となり、当該区域は高島市の一部となりました。

高島市が平成 29 年 10 月に策定した第 2 次高島市総合計画においては、市の将来目標像として「水と緑 人のいきかう 高島市」、10 年間のまちづくりの方針を「高島の「恵み」と「誇り」を最大化！！－住みたい、住み続けたいまちの実現－」と掲げています。この実現に向けたまちづくりの政策分野として、（1）「かもす」産業・経済、（2）「あゆむ」子育て・教育、（3）「つむぐ」健康・福祉、（4）「せせらぐ」暮らし・文化、（5）「ささえる」生活基盤、（6）「こころぞす」行政経営とあり、この方針や政策分野に基づいて取組を進めていくこととされています。

<東近江市総合計画>

平成 17 年 2 月 11 日に当該区域（旧永源寺町および旧愛東町）を含む 5 市町が合併し東近江市となり、当該区域は東近江市の一部となりました。

東近江市が平成 29 年 3 月に策定した第 2 次東近江市総合計画では、市の将来都市像を「うるおいとぎわいのまち 東近江市～ 鈴鹿から琵琶湖の恵みをいかし 人が輝くまちづくり～」と掲げています。この実現に向けたまちづくりの基本方針として、（1）ひと～人と地域が共に成長できるまちづくり～、（2）くらし～誰もが健やかに笑顔で暮らせるまちづくり～、（3）まち～市民の暮らしを支え活力を生み出すまちづくり～、（4）行政経営～自律的で市民に信頼されるまちづくり～とあり、これらの方針に基づきまちづくりを進めていくこととされています。



## <甲良町総合計画>

甲良町が令和3年3月に策定した第4次甲良町総合計画では、町の将来像を「せせらぎのように美しく、一人ひとりが輝くまち～住む人が誇りに思う町をめざして～」と掲げています。この実現に向けたまちづくりの基本姿勢として、(1)【住民主体】将来世代を育て、みんなの力で推進する、(2)【人権尊重と郷土愛】人権を尊び、郷土愛を感じるまちづくりを進める、(3)【進取の気性】新しいことに挑戦する気性を大切にするとあり、これらの基本姿勢に基づきまちづくりを進めていくこととされています。

### (4) 県の責務

県は、社会経済情勢の変化を踏まえ、全県的な見地から、過疎地域の市町の区域を超える広域的な施策を担うとともに、市町相互間の連絡調整ならびに市町に対する人的および技術的援助その他必要な援助を行うよう努めます。

### (5) 方針に基づく計画の策定

この方針に基づき、過疎地域を有する長浜市、高島市、東近江市および甲良町において、過疎地域持続的発展市町村計画を定めます。

滋賀県は、長浜市、高島市、東近江市および甲良町に協力して講じようとする措置について滋賀県過疎地域持続的発展計画を定めます。

## 4 過疎地域における移住および定住ならびに地域間交流の促進に関する事項

- 豊かな自然環境をはじめ、過疎地域の有する魅力を発信するとともに移住・定住相談窓口の設置や空き家バンク等を通じた住宅提供の促進など、地域における受入体制を整え、移住交流や定住促進を図ります。
- 移住交流や定住促進の取組とあわせて、様々な形で過疎地域に関わる機会を設けることにより、関係人口の創出に取り組みます。
- 自然環境と既存施設を活かした四季を通じた魅力あるイベントを継続的に開催するとともに、都市住民や小中学生等が豊かな自然や歴史文化等に親しむことのできる都市農村交流を積極的に推進するなど、訪問者だけでなく、地域住民が、自ら住んでいる地域に誇りと愛着を持てるよう、地域間交流を積極的に推進します。

## 5 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業振興および観光の開発に関する事項

### (1) 農業の振興

- 後継者の確保や集落営農組織の育成などの営農体制の構築、水路や農道等の地域資源の適切な保管理、獣害対策の実施、付加価値の高い農産物の生産振興・ブランド化、スマート農業による省力化などを支援し、地域農業の維持、活性化を図ります。
- 大都市圏に近いという地理的条件を活かし、豊かな自然環境や歴史、文化など農山村の多様な資源や魅力的な生活を都市住民に発信し、空き家等を活用した都市農村交流や地域の特産物を利用した交流体験活動など観光の視点も取り入れた取組により、農業をはじめ地域産業の活性化を図り、担い手や雇用の場の確保、移住・定住につなげていきます。
- 集落や農地に張りめぐらされた用水路などの農業水利施設について、長寿命化に重点をお

きつつ、環境に配慮し、効率的・効果的な保全更新を図ります。また、今後、農業生産活動の継続が図られるよう地域のニーズを踏まえつつ、農道、用排水路、獣害防止柵等の基盤施設の整備を進めます。

- 就農支援施設や流通販売施設を整備するなど、新規就農者の育成や移住・定住を支援します。
- これらの取組により、国土保全や生態系保全などの中山間地域の農業・農村の有する多面的機能の発揮に努めます。

## (2) 林業の振興

- 地域の多様な林業活動を支える林道等の生産基盤を適切に維持管理するとともに木材の生産拡大につながる作業道の整備を進めます。
- 国産材の供給量が増加傾向を示す中、森林所有者の特定と境界の明確化、施業集約化と高性能林業機械の整備による利用間伐を推進するとともに、併せて獣害対策を実施し、森林組合を中心とした林業事業体による効率的な木材生産体制づくりを強化します。
- 森林の持つ多面的な癒しや保健休養、学びなどの機能の活用に関心が高まる中、森林環境学習、トレッキングや森林セラピー等にも着目し、自然とふれあえる機会の創出と空間整備による森林の有効利用を促進します。
- 地域産材を利用した住宅や薪ストーブ等の普及に加えて、公共施設の木造化などにより、建築用材や木質バイオマスエネルギーなど幅広い用途での森林資源の利用拡大を図ります。
- 地域の森林を守り、活用できる森林所有者を増やすため、自ら山に入り施業を行う森林所有者を育成し、環境に配慮した収入につながる林業を目指します。
- 豊かな自然や多様な生態系の保全に配慮した森林整備を進めます。

## (3) 水産業の振興

- 豊かな漁場環境を利用して、稚魚放流などによりアユをはじめとする水産資源を増殖し、水産物の供給や健全なレクリエーションの場の提供などの機能を有する地域の水産業の発展を図ります。
- 漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者と地域住民が連携して行う生態系の維持・保全のための活動、漁業体験等の教育の場の提供、地域における食文化継承等の取組を支援します。
- 山間の豊富な渓流水を利用した遊漁養殖施設を活用し、特産品化や魚のつかみどりなどの観光遊漁により地域の活性化を図ります。
- 水産資源に影響を与える外来魚やカワウについては、地元漁業団体等の協力の下、駆除等の対策を行います。

## (4) 商工業、情報通信産業等の振興

- いわゆる「買い物弱者」対策や子育て支援、コミュニティの弱体化などの地域課題を踏まえ、地域内での経済循環につながるビジネスの創出支援や起業家への支援を行います。
- 地域の特産品開発戦略を構築するとともに、自主的な活動グループを支援することにより、新規作物などの試験栽培や加工品の市場調査などを通じて特産品開発に取り組みます。
- まちなみを活かした地域イベントの支援やまちのにぎわいの創出および空き店舗の有効利用に取り組み、集客や地域振興に努めます。

- 製造業における深刻な人手不足に対応するため、AI・IoT 機器等の導入補助、相談・マッチング支援等デジタルツールの普及を総合的に進めることを支援します。

#### (5) 観光の開発

- 近年、観光の中にストーリー性や癒し効果、また、非日常性を求める傾向にあることから、緑豊かな景観、歴史遺産など地域資源を活用し、森林セラピー、トレッキングなどの体験を組み込んだグリーンツーリズムやエコツーリズムなどの着地型観光の開発、環境整備に取り組みます。
- 環境に配慮しつつ、自然と文化資源を活用し、宿泊もできる体験レクリエーションゾーン形成のため、滞在拠点施設の整備、観光地への進入路等アクセスの利便性向上、駐車場の整備、歴史的文化遺産等とのネットワーク化、観光農業・観光林業・観光漁業の振興などを推進するとともに、観光客の志向の変化に対応した受入体制や施設の積極的な更新整備と活用を図ります。
- 祭り、郷土料理、特産品などを活用した多彩なイベントの開催を促進し、通年型観光の確立を目指すとともに、地域間交流を積極的に推進します。

#### 6 過疎地域における情報化に関する事項

- 光ファイバーの整備によるブロードバンド利用可能エリアの拡大、移動通信鉄塔の整備による携帯電話通話エリアの拡大など、地域間の情報通信格差の是正を引き続き進めます。
- 防災行政情報ネットワークシステムの充実とデジタル化により広報や非常時における情報伝達の手段の強化を図ります。また、保健医療、福祉をはじめとした各種の情報が各家庭でも得られるシステム整備を進め、日常生活における情報化の推進を図ります。

#### 7 過疎地域とその他の地域および過疎地域内を連絡する交通施設の整備および住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項

- 近隣地域等との道路網を整備し、広域的な社会経済文化圏として一体的にネットワークを形成することにより、生活圏域の拡大をすすめ、持続的発展の条件整備を図ります。
- 幹線道路をはじめとする道路の未改良部分の整備をすすめるなど、交通ネットワーク機能を強化し、広域生活圈形成と地域間交流を図ります。
- 道路については、山間部を走るため急カーブ、狹隘で危険な箇所、大型車両が通行できない箇所があり、住民や来訪者の利便性の向上や地域経済の活性化を図るため、必要な整備を進めます。
- 豪雪地域の民家密集地においては、機械での除雪作業が困難であり、道路等の融雪施設等の整備や老朽化した施設の更新を図ります。
- 鉄道駅においては、鉄軌道関連施設のバリアフリー化等の整備促進を支援します。
- 高齢者などを中心とする交通弱者の移動手段として重要なバス路線など、住民の利便性の向上、広域的な公共交通ネットワークの確保の観点から、地域の実情に応じた交通手段の確保に努めます。

#### 8 過疎地域における生活環境の整備に関する事項

- 水道施設については、経年劣化の著しいものを優先し、計画的に施設更新、改良等を行い、

安全で安定した生活用水の供給を図ります。

- 水道事業の効率的な運営や安全で安定した水道水の供給のため、広域連携の推進等による水道事業の基盤強化を図ります。
- 汚水処理施設については、地理的条件、人口動態等の諸条件を勘案し、統廃合も含めた合理的な手法でコスト削減を図るとともに、管路等の長寿命化や遠方監視システムの整備など適正かつ合理的な維持管理に努めます。
- 生活環境の保全と自然環境への負荷削減のため、廃棄物の発生抑制や資源化および不法投棄の防止対策を推進します。
- 消防施設については、地理的条件等により山間奥地での緊急即応体制について十分でないため、引き続き防災意識の啓発に努め、地域の実情に即した効果的な防災活動を活性化すべく、自主防災組織などへの支援、協働活動などを一層推進するとともに、消防活動が迅速に行えるよう防火水槽、消火栓等の設置や消防設備の充実に努めます。
- 近年の異常気象によりゲリラ豪雨が発生し甚大な被害を受けている状況から、雨水排水・浸水対策を図ります。
- 老朽化した公営住宅については解体や改修等を行い、適正な維持管理に努めます。

## 9 過疎地域における子育て環境の確保ならびに高齢者等の保健および福祉の向上ならびに増進に関する事項

- 生産年齢層の都市への流出などから、高齢化が進み、県平均を大きく上回る状況となっています。今後も高齢者が住み慣れた地域で生きがいをもって安心して生活できるよう、元気な高齢者の生きがい対策をはじめ、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりや介護予防の推進のほか、寝たきりや認知症など介護や支援の必要な高齢者に対する在宅サービスの充実に努めます。
- 元気な高齢者が今までの経験と技術を活かし、また活躍できる場としてシルバー人材センターへの支援等により高齢者の能力を活かした生きがい・交流の場づくりに努めます。
- きめ細かな保健・福祉サービスの確保を図るため、広域的な取組、既存施設の活用によるサービス提供体制の整備を図るとともに、保健・医療・福祉の連携により、地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- 一人暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあることから、集落自治組織の互助・共助機能の維持強化を図るとともに、公共・公益機関の見守り機能の強化を図ります。
- 子どもや若者とともに紡ぎ出す地域力を活かして、「育ち・育てる環境づくり」を進めるため、行政はもとより、保育所や学校などの施設、地域住民や企業・NPO など多様な主体が相互連携できる子育て支援のための地域ネットワーク構築に努めるとともに、社会全体で子育て・子育ちを支える必要性や意義について考える機会を提供し、その理解を促進します。
- 保育所・認定こども園等の保育環境整備や、児童の健全育成のための放課後児童クラブの充実に努めます。

## 10 過疎地域における医療の確保に関する事項

- 自然的、社会的条件の制約により開業医等の誘致が困難であり、主な医療機関は市が開設した病院や診療所となっています。へき地医療拠点病院に指定されている市立病院や診療所の老朽化した施設の整備や医療機器の更新を図り、巡回診療を行うなど、安定的な医療の確保に努めます。

- 特に常勤医師の確保については、様々な対策により、それぞれの市立病院や診療所を引き続き支援するとともに、各市町と連携し、より効果的な対策を進めます。
- 山間部の無医地区については、へき地医療拠点病院を核として、各診療所等と連携した巡回診療やICTを活用した医療の確保を図ります。

## 11 過疎地域における教育の振興に関する事項

- 教育については、施設整備、周辺整備を含め、心身を切磋琢磨する児童・生徒の教育環境の整備を進めるとともに、地域の特色を活かした教育、地域住民との交流活動が展開できる学校づくりを進めます。
- 少人数やへき地という特性を活かして、当地域にしかできない教育、当地域でこそできる教育の確立を目指し、地域における人材や施設を活用しつつ、地域に開かれた学校教育を目指します。
- 登下校時の安全確保を図るために、スクールバスの運行など、細やかな通学対策を講じることにより、今後も安定した通学環境の確保に努めます。
- 図書館やその他の社会教育施設等既存の施設について、地域の人材を活用しつつ、都市との交流や子どもの体験活動の場として有効活用することにより、地域住民の学習機会の充実を図ります。
- 心身とも健やかに成長できるよう、スポーツイベントの開催や地域におけるスポーツ振興の核となる人材の育成・確保を図ります。

## 12 過疎地域における集落の整備に関する事項

- 地域づくりに係る専門的人材の紹介・派遣、集落支援員等の研修の実施、あるいは地域間の交流や情報交換の場の創出などを通じて地域の活性化に向けた取組を支援します。
- 地域づくりに係る特徴的、先進的な取組や政策情報について県内外の事例を収集、提供しながら、それぞれの区域に相応しい地域づくり政策の展開を推進します。
- 高齢化が著しく進んでいる小規模集落等において生きがいをもって安心して暮らすため、公共交通の確保や生活必需品購入等への支援、除雪など、生活不安を解消するための事業を実施します。

## 13 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項

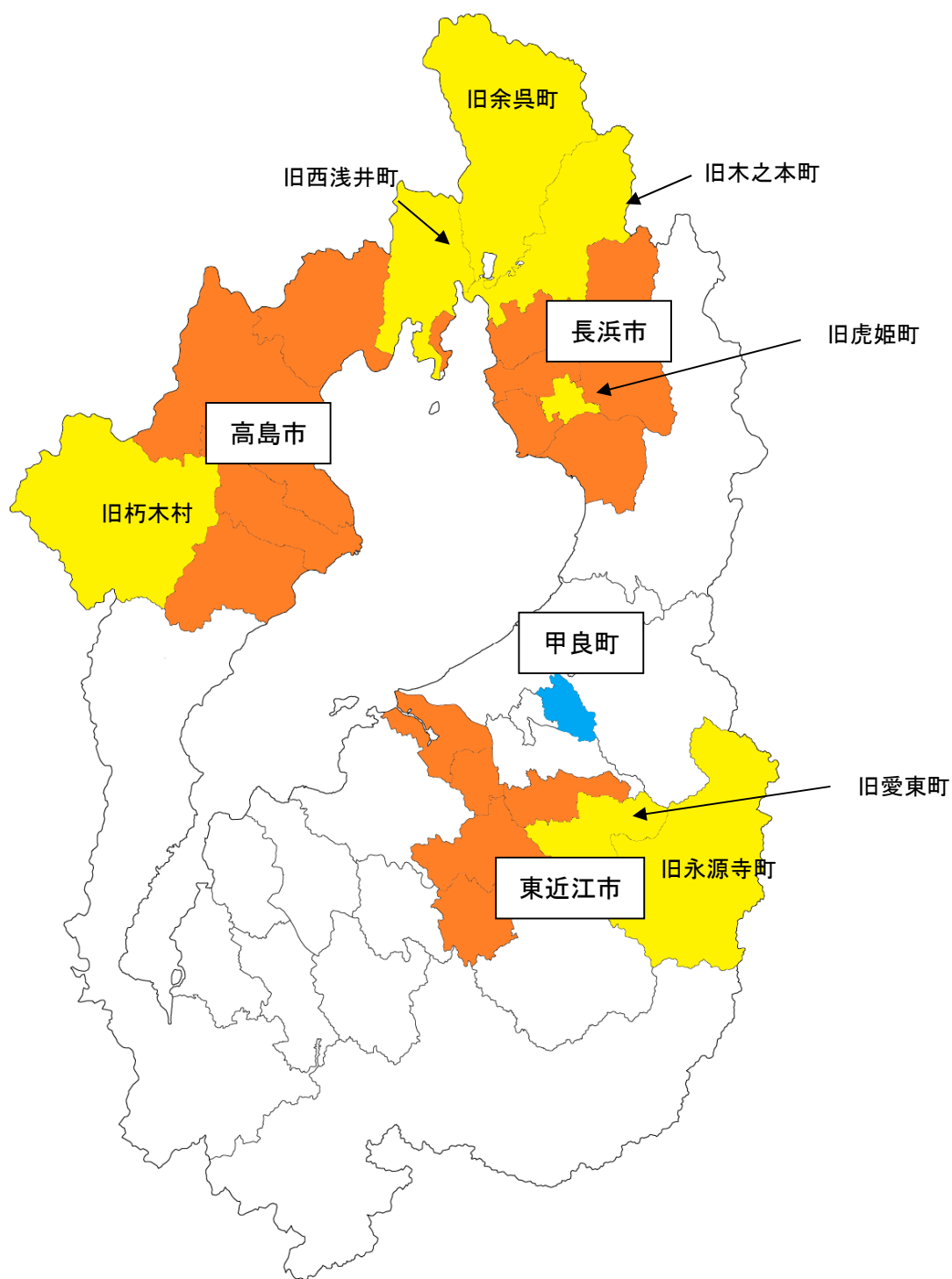
- 長い歴史の中で培われてきた有形・無形の伝統的山村文化が受け継がれており、こうした地域文化を掘り起こし、保存、継承していくことは、地域の自立とともに高齢者の積極的な社会参加の促進と子ども達の郷土愛の醸成につながります。このため、地域文化の伝承・振興につながる機会を創出していくとともに、伝統的な行事等を県内外に発信していくことで、地域文化を保全・継承していくための支援者の育成を図ります。
- 地域の伝統的な農山村文化の保存と伝承のため、後継者の確保・育成に加え、多くの経費やマンパワーが必要な祭りを継続的に実施するためのボランティアや応援団の育成に努めます。
- 地域住民と都市住民との交流を可能にする拠点施設を整備するほか、既存の拠点施設等と連携して、地域の歴史・民俗・自然等を広く紹介し、地域のアイデンティティを高めるとともに、地域全体をフィールドとして住民活動が活発化するよう支援し、地域文化の発展を促

します。

#### 14 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

- 住宅や事業所、農業水利施設等への再生可能エネルギー設備等の導入支援を行い、再生可能エネルギーの利用を促します。
- 地域の未利用資源を活用した再生可能エネルギーの導入を促進することで、地域の活性化を図るとともに、自立分散型エネルギーシステムの構築による災害対応力の強化を図ります。

<参考> 滋賀県内の過疎地域の分布図



過疎関係市町村数	4
過疎地域の市町村数 (法第2条)	1
みなし過疎市町村数 (法第42条)	0
一部過疎を有する市町村数 (法第3条)	3
過疎地域と 見なされる区域	7